

## 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、越谷市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	東京ホームケア株式会社
主たる事務所の所在地	〒203-0053 東京都東久留米市本町1-3-19 KMビル4F
代表者（職名・氏名）	代表取締役 青木 久
電話番号	042-420-9443

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ものがたり訪問看護ステーションこしがや	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒343-0015 埼玉県越谷市花田5丁目9番地9	
電話番号	048-940-7582	
指定年月日・事業所番号	令和4年4月1日指定	
管理者の氏名	吉田 恵実	
通常の事業の実施地域	越谷市、吉川市、松伏町、草加市、三郷市、春日部市、川口市	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が有する力、資源に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
情報提供 情報開示	利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所のサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。 利用者の求めに従って、利用者ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人のご了解を得てからの情報提供になります。

#### 4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	平日 午前8時30分から午後5時30分 ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

#### 5. 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
看護師等のうち主として計画作成等に従事する者	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、ご利用者様等への説明を行い、同意を得た上で、訪問看護計画を交付します。指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。常にご利用者様の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めます。ご利用者様またはご家族様に、療養上必要な事項について適切な指導・説明を行います。サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤2名 非常勤3名
看護職員	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスを提供します。 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤2名 非常勤3名
リハビリ職員	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービス（リハビリ）を提供します。訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤2名 非常勤0名

#### 6. サービス提供の責任者等

サービス提供の責任者は次のとおりです。

サービスについてご相談やご不明な点、ご要望などありましたら、どんなことでもお申し出ください。

氏名	管理者 吉田 恵実
連絡先	048-940-7582

## 7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。ただし、医療・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額的全額をご負担いただきます。

### (1) 訪問看護の利用料

#### ■介護保険適応（基本部分）令和6年6月改定

##### A. 保健師、看護師がサービスを行う場合

###### 【介護給付】

所要時間	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
20分未満(注1)	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

###### 【予防給付】

所要時間	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
20分未満(注1)	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

注1) 20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。

注2) 担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記Aの金額の90%となります。

##### B. 理学療法士・作業療法士、言語聴覚士がサービスを行った場合

所要時間	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
【介護給付】1回につき	3,063円	307円	613円	919円
【予防給付】1回につき	2,959円	296円	592円	888円

注3) 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。また、1日に合計3回分以上算定する場合、該当日のサービス料金は全ての回数分が上記Bの50%となります。また、週6回を限度として算定します。

注4) 利用開始日の月から1年を超えて予防給付を行った場合、1回につき5単位減算されます。

注5) 表A、Bの金額は、1回あたりの料金の目安です。実際の利用者負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名訪問加算 (I)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合 (30分未満)	2,646円	265円	530円	794円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合 (30分以上)	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問加算 (II)	看護師等が看護補助者と同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要であり、利用者又はその家族等の同意を得ている場合に訪問看護を行った場合（30分未満）	2,094円	210円	419円	626円
	看護師等が看護補助者と同時に複数の看護師等が1人の利用者に対してサービスが必要であり、利用者又はその家族等の同意を得ている場合に訪問看護を行った場合（30分以上）	3,303円	331円	661円	991円
初回加算（I）	新規の利用者へサービス提供した場合 (初月のみ) 病院等から退院した日に開始	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算（II）	新規の利用者へサービス提供した場合 (初月のみ)	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導 加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	6,126円	613円	1,226円	1,838円
緊急時訪問看護 加算（II）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）なお、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜に係る加算を算定する	5,860円	586円	1,172円	1,758円
特別管理加算 I	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 II		2,605円	261円	522円	783円

ターミナルケア 加算【介護給付】	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	26050円	2,605 円	5,210円	7,815円
看護・介護職員連 携強化加算	当該加算の支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2,605円	260円	521円	781円
看護体制強化加算 (Ⅰ)	当事業所が、厚生労働大臣が定める基準 に適合し、都道府県知事等に届出をし、 医療ニーズの高い利用者へのサービス提 供体制を強化した場合、基準に掲げられ た区分に従い、1月につき加算するもの	5731円	573円	1146円	1,719円
看護体制強化加算 (Ⅱ)		2084円	208円	416円	624円
訪問看護体制強化 加算(介護予防)		1,042円	104円	208円	312円
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	当事業所の看護師等の総数のうち、勤 続7年以上の職員の占める割合が30 %以上の場合に加算します。	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	当事業所の看護師等の総数のうち、勤 続3年以上の職員の占める割合が30 %以上の場合に加算します。	31円	4円	7円	10円
口腔連携強化加算	職員が口腔の健康状態を評価し、歯科医 と連携体制を確保していること	521円	53円	105円	157円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## ■医療保険適応（基本部分）

### 【基本療養費】

	週3日目まで 1日につき	週4日目以降 1日につき	自己負担割合		
			1割	2割	3割
基本療養費（Ⅰ）	5,550円	6,550円	560円	1,110円	1,670円
基本療養費（Ⅱ） 【同一建物内複数訪問】	5,550円	6,550円	560円	1,110円	1,670円
基本療養費（Ⅲ）（※1）	8,500円		850円	1,700円	2,550円

※1 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

### 【訪問看護管理療養費】

			自己負担割合		
			1割	2割	3割
月の初日	訪問看護管理療養費	7,670円	770円	1,540円	2,310円
2日目以降	1日につき	3,000円	300円	600円	900円

### 【加算・その他の療養費】

			自己負担割合		
			1割	2割	3割
①	緊急訪問看護加算	1日につき	270円	530円	800円
②	難病等複数回訪問加算	1日2回	450円	900円	1,350円
		1日3回以上	800円	1,600円	2,400円
③	長時間訪問看護加算	90分を超える場合 （対象者※1）	313円	626円	939円
④	24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	640円	1,280円	1,920円
⑤	退院時共同指導加算	退院退所前	800円	1,200円	1,800円
⑥	特別管理指導加算 （⑤に上乗せ）	厚生労働大臣が定める疾病 等の利用者	200円	400円	600円
⑦	退院支援指導加算	退院日の訪問	600円	1,600円	2,400円
⑧	在宅患者連携指導加算	月1回	300円	600円	900円
⑨	在宅患者緊急時 カンファレンス加算	月2回まで	200円	400円	600円
⑩	乳幼児加算・乳児加算 （3歳未満・3歳以上6 歳未満）	1日につき	150円	300円	450円
⑪	特別管理加算	月1回（対象者は※2）	500円	1,000円	1,500円
		月1回（対象者は※3）	250円	500円	750円
⑫	ターミナルケア療養費1	月1回	2,500円	5,000円	7,500円
	ターミナルケア診療費2		1,000円	2,000円	3,000円

⑬	情報提供療養費	月1回	150円	300円	450円
⑭	複数名訪問看護加算	准看護師以外の複数の場合	450円	900円	1,350円
		准看護師と行う場合	380円	760円	1,140円
⑮	夜間・早朝・深夜加算	早朝(6時~8時) 夜間(18時~22時)	210円	420円	630円
		深夜(22時~6時)	420円	840円	1,260円

- ※1 1) 特別な管理を必要とする方(※2 ※3)・・・1回/週  
 2) 15歳未満の超重症児・準重症児・・・・・・3回/週  
 3) 特別訪問看護指示期間の方・・・・・・1回/週
- ※2 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方  
 2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※3 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法  
 自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者  
 上記で医師より指導管理を受けている状態にある方  
 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方  
 3) 重度の褥瘡(真皮を越える褥瘡)の状態にある方  
 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

### 【精神科・基本診療費】

	週3日目まで 1日につき	週4日目以降 1日につき	自己負担割合		
			1割	2割	3割
基本療養費(Ⅰ) 30分未満	4,250円	5,100円	425円	850円	1,275円
基本療養費(Ⅰ) 30分以上	5,550円	6,550円	555円	1,110円	1,665円
基本療養費(Ⅲ) 30分未満 1日に2人 【同一建物内複数訪問】	4,250円	5,100円	425円	850円	1,275円
基本療養費(Ⅲ) 30分以上 1日に2人 【同一建物内複数訪問】	5,550円	6,550円	555円	1,110円	1,665円
基本療養費(Ⅲ) 30分未満 1日に3人 【同一建物内複数訪問】	2,130円	2,550円	213円	426円	639円
基本療養費(Ⅲ) 30分以上 1日に3人 【同一建物内複数訪問】	2,780円	3,280円	278円	556円	834円
基本療養費(Ⅳ) (※1)	8,500円		850円	1,700円	2,550円

※1 入院中(外泊時1~2回)1日につき

### 【訪問看護管理療養費】

			自己負担割合		
			1割	2割	3割
月の初日	訪問看護管理療養費	7,440円	744円	1,488円	2,232円
2日目以降	1日につき	3,000円	300円	600円	900円

【加算・その他の療養費】

		自己負担割合		
		1割	2割	3割
精神科複数回訪問看護加算 ※1	1日2回	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	800円	1,600円	2,400円
精神科緊急訪問看護加算	1日につき *主治医の指示により緊急訪問を行った場合	270円	530円	800円
特別管理加算	月1回 (対象者は※3)	500円	1,000円	1,500円
	月1回 (対象者は※4)	250円	500円	750円
複数名精神科訪問看護加算 ※5 (30分未満を除く)	1日1回	450円	900円	2,700円
	1日2回	900円	1,800円	2,400円
	1日3回以上	1,450円	2,900円	4,350円
長時間精神科訪問看護加算	90分を超える場合 (週1回) ※6	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	640円	1,280円	1,920円
退院時共同指導加算	医療機関等に入院・入所中の利用者又は家族に対して、主治医または施設職員とともに療養上の指導を行った場合#	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日/適応時	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	月1回	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算	適応時	250円	500円	750円
精神科重症患者早期支援管理 連携加算 (精神科在宅患者支援管理料 の対象者) ※2	月1回 (6月を限度) ※週2回以上で算定可 イ (※2 1及び2)	840円	1,640円	2,520円
	月1回 ※月2回以上で算定可 ロ (※2 2)	580円	1,160円	1,740円
特別管理加算	月1回 (対象者は※3)	500円	1,000円	1,500円
	月1回 (対象者は※4)	250円	500円	750円
夜間・早朝訪問看護加算	18時~22時/6時~8時 (1日1回)	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22時~6時 (1日1回)	420円	840円	1,260円
訪問看護情報提供療養費	月1回	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	月1回	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア診療費2		1,000円	2,000円	3,000円

- ※1 精神科在宅患者支援管理料の算定対象者（※2）に対して
- ※2 1) 1年以上の入院歴を有する者、措置入院又は緊急措置入院を経て退院した方で、都道府県等が精神障害者の退院後支援に関する指針を踏まえて作成する退院後支援計画に関する計画に基づく支援機関にある方又は入退院を繰り返す方
- 2) 統合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分（感情）障害又は重度認知症の状態、退院時又は算定時における規定に該当する方
- ※3 1) 悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
- 2) 気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※4 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法  
自己導尿・人工呼吸・持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者  
上記で医師より指導管理を受けている状態にある方
- 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
- 3) 重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方
- 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方  
上記のいずれかの状態にある方
- ※5 看護師・保健師と他の看護師・保健師・作業療法士（3日/週又は回数制限なし）
- ※6 1) 特別な管理を必要とする方（※3 ※4）・・・1回/週
- 2) 15歳未満の超重症児・準超重症児・・・・・・3回/週
- 3) 特別訪問看護指示期間の方・・・・・・1回/週

**(3) 自費訪問利用料**

**【看護師】**

所要時間	料金
30分未満	4,000円
30分以上60分未満	8,000円
60分以上90分未満	12,000円

**【リハビリ職員】**

所要時間	料金
20分	3,560円
40分	6,850円
60分	9,600円

**○死後の処置（実費料金）**

当ステーションの看護師がご利用者様の死後の処置を行った場合、以下の料金をいただきます。

処置代	10,000円
訪問看護代 (30分毎)	5,000円

**(4) 交通費（医療保険のみ）**

医療保険での訪問の場合 1回の訪問につき300円ご請求いたします。

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお自動車の場合は次の通りご請求いたします。

- ・通常の事業の実施地域を超えた地点から居宅までの距離（片道）が1Km超えるごとに100円

**(5) 休日対応（医療保険のみ）**

医療保険での訪問が営業日以外に訪問した際には休日利用料3000円ご請求いたします。

**(6) 支払い方法**

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
現金	サービスを利用した月の翌月15日までに請求書を持参します。料金をお支払いください。
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月26日（祝休日の場合は翌営業日の平日）に、指定する口座より引き落とします。

## 8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかにご利用者様の担当主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	048-940-7582
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	越谷市介護保険課	電話番号 048-963-9305 048-963-9169
	吉川市長寿支援課	電話番号 048-982-5111
	松伏役場いきいき福祉課	電話番号 048-991-1886
	草加市地域支援課	電話番号 048-922-2862
	三郷市役所長寿生きがい課	電話番号 048-930-7791
	春日部介護保険課	電話番号 048-796-8275
	川口市支援係	電話番号 048-259-7652
	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 048-824-2568

## 11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ・各種預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 訪問時間、訪問日をやむを得ない事情で変更のご相談をさせていただくこともございますのでご了承ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 埼玉県越谷市花田5丁目9番地9  
事業者（法人）名 東京ホームケア株式会社  
代表者・氏名 代表取締役 青木 久  
事業所名 ものがたり訪問看護ステーションこしがや  
管理者・氏名 吉田 恵実  
説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

ご利用者 住 所  
氏 名  
電話番号

ご家族 住 所  
氏 名  
本人との続柄  
電話番号

保護責任者 住 所  
氏 名  
電話番号